

マイナンバーカードの健康保険証利用の促進に向けたデジタル推進委員の任命推進について

標記につきましては2月8日付FAX一斉同報にてお願いしたところですが、より多くの薬局従事者へのデジタル推進委員任命を進めていただきたいことから、今般、期限を延長し3月6日（水）までとすることとなりました。

マイナンバーカードの申請方法や医療機関・薬局での使用方法などマイナンバーカードに関する事項がまとめられた動画を視聴することにより、デジタル庁よりステッカーと利用促進手順書が送られ、希望する薬局はウェブサイトへのリンク一覧が作成されるというものです。マイナンバーカードに関する現状について理解を深めるためにもぜひご視聴ください。

本件につきましては日本保険薬局協会・日本チェーンドラッグストア協会それぞれにも協力が行われているものであります。また、複数の会員である場合も本会よりお申し込みいただくこととなっております。

諸事情ご賢察のうえご協力賜りますようお願い申し上げます。

■任命対象者：本会会員が勤務する薬局の従事者（薬剤師以外の方、非常勤の方も申請が可能です）

■視聴いただく動画

https://www.digital.go.jp/policies/digital_promotion_staff_movie

上記ページの「1. マイナンバーカード・マイナポータルの利用方法」のうち、以下①～③の視聴をお願いいたします。

① [デジタル活用支援推進事業【標準教材・動画】（総務省）](#)

※ 上記リンク先の「応用8講座」のうち、「マイナンバーカードの申請方法」と「マイナポータルの活用方法」をご視聴ください。

② [マイナ保険証の申込方法 マイナンバーカードの健康保険証利用（デジタル庁）](#)

③ [マイナ保険証の医療機関や薬局での使い方 マイナンバーカードの健康保険証利用（デジタル庁）](#)

■広島県薬剤師会 デジタル推進委員応募フォーム

以下のフォームよりお申し込みください。

<https://forms.gle/qf85QbE2tuNwuxBf9>

- 薬局従事者が対象とされ、薬剤師以外の方でも申請が可能です。また、雇用形態は問いません。
- 一薬局につき何名でも申請が可能です。個人宛任命状を送付することから、メールアドレスは一人につきひとつ入力してください。また、郵便番号・住所・電話番号は薬局のものをご入力ください。
- 異動等により従事する薬局の情報が変わっても特段の変更手続きは不要ですが、当該薬局にデジタル推進委員が在籍しない場合にはステッカーの掲示は認められません。

■デジタル推進委員在籍店舗ステッカー（案）



■本件に関する問い合わせ先

デジタル庁国民向けサービスグループ

デジタル推進委員担当 川崎、森村

メール：support-digital-ps@digital.go.jp